令和５年度

第１回東大和市地域福祉審議会会議録

東　大　和　市　地　域　福　祉　部

○Ａ会長　では、次第５に移らせていただきます。

（１）第３次東大和市障害者総合プラン中間案について、大法障害福祉課長から報告していただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○障害福祉課長　改めまして、こんばんは。障害福祉課長をしております大法と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から、第３次東大和市障害者総合プラン中間案、こちらの説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、本日Ａ３判の概要という資料を机上に配付させていただきました。当日配付となり大変申し訳ございませんが、本日こちらの概要版を基にご説明を申し上げたいというふうに考えております。

以後、着座にて失礼させていただきます。

これまでの間、昨年度本計画策定に当たりまして、参考とすべくアンケート調査の実施、それから、本年７月１３日に開催いたしました地域福祉審議会第１回障害者部会及び１０月１７日に開催いたしました第２回障害者部会にて審議をいただき、計画内容の了承をいただいたものを事前に資料配付いたしました障害者総合プラン中間案としてまとめたところでございます。本日改めて概要説明をいたし、１２月以降の取組に進んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、障害者部会におきましていただいたご意見につきまして、ちょっと幾つかだけ紹介させていただければと思います。

まず、共存というものはできているけれども、共生というものはまだできていないのではないだろうか、何が足りないのかというと、一緒に楽しむということができていないのではないかというご意見がございました。

それから、アンケート調査において１８歳未満の児童と成人、さらに高齢者というふうに調査票を分けてもよいのでは、それぞれのライフステージで求めるものが異なる。例えば高齢者に就労意向のことを聞いてもあまり意味がないのではないかというようなご意見を頂戴いたしました。

それから、事業者に対するアンケート調査におきまして、国が推進しようとしております介護サービスと障害福祉サービス、共生型サービス、こうしたものの「指定を受けるつもりがない」というものが６５％あった。サービス指定を受けるつもりはないよというのがどういう事情によるものなのかというものをご意見を頂戴したところでございます。

それから、国の基本的な指針というものがこの計画を策定するに当たりまして国から示されるのですけれども、この国の基本的な指針において、福祉施設の利用者のうち就労意向支援事業所や就労継続支援事業所を通じて、一般就労に移行する人の目標値を設定しているけれども、現実的にはなかなか厳しいものがありますよねというようなご意見を頂戴

いたしました。

ほか様々なご意見、いただいたご意見を参考に、私どもとして今回の総合プラン中間案というものを策定したところでございます。

続きまして、概要の本題に入る前に、まず東大和市における障害者数の推移についてお伝えをしたいというふうに思います。

お手元に事前配付いたしました中間案の冊子、１９ページをお開き願います。

こちらには、平成１５年から令和４年度までの障害者手帳所持者の推移を掲載しております。東大和市の総人口は平成２６年度の８万６，０９２人をピークに、それ以降少しずつ減っているという状況が見てとれると思います。直近のデータの令和４年度には８万４，９２０人となり、この間１，１７２人減っております。それに対しまして、障害のある方の状況というところで見ると、同じ平成２６年度の身体障害者手帳の所持者は２，６５５人、それが令和４年度には２，５２８人、１２７人減っているという状況でございます。こちらにつきましては、先ほどの人口動態、そうしたものに近いような推移となっているというふうに思います。

一方、その右隣の愛の手帳の所持者、いわゆる知的障害者につきましては、平成２６年度が６２８人であったのが、令和４年度には８３０人となりまして、２０２人、３２．１％増えてございます。それから、精神保健福祉手帳の所持者においては、平成２６年度が６３１人であったのが、令和４年度には１，０８３人ということで、４５２人、パーセンテージで申し上げますと７１．６％くらい増えているという現状がございます。

それに加えまして、障害者基本法で規定された障害の範囲には発達障害や難病、そういった障害者手帳をお持ちでない方も多くございます。そういう方を含めますと実際の障害のある方の数というのはさらに増えるのかなというふうに考えております。

人口が減っている一方、この知的障害のある方、それから、精神障害のある方が増えているというのが、これは東大和市だけの特徴ではないのですが、そうした現状が東大和市において今起きているということをお伝えしたいというふうに思っております。

続きまして、それでは、３番の概要に基づきまして、以後説明をしてまいります。

まず、左上の策定の趣旨というところでございます。

障害者基本法に基づく「第６次障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「第７期障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「第３期障害児福祉計画」を一体的に策定し、総称を「第３次東大和市障害者総合プラン」とするものでございます。

計画の造りでありますが、この障害者総合プランは、障害のある人に係る施策展開を示した障害者福祉計画、その施策展開のうち障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する障害福祉サービス等の数値目標とその確保のための方策を示した障害福祉計画及び障害者福祉計画、この３つの計画を束ねたものというふうになっております。

お手元の障害者総合プラン中間案の冊子で申しますと、３７ページから７３ページが第

６次東大和市障害者計画、それから、７５ページから１１４ページ、こちらが第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画となってございます。

障害福祉計画、それから、障害児福祉計画につきましては、基本、３年ごとに作るということが国のほうで示されております。

一方、障害者計画につきましては、国では障害者基本計画というものを国で５か年計画を策定しておりますが、市町村での計画の年数というものは特段定めはございません。したがいまして、当市においては障害者計画につきましては、障害福祉計画及び障害児福祉計画のほうに計画期間を年数を合わせるという形で３年ごとの計画といたしまして、この３つの計画を一体的に整備する、そういうことでそれぞれの計画年数を合わせているというものになってございます。

続きまして、概要版の２に計画の基本的な考え方、まず、（１）といたしまして、本計画は、国の障害者基本計画（第５次）策定の考え方、第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画策定に係る国の基本的な指針、障害（児）福祉計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方、こうしたものを踏まえた内容といたします。

（２）第２次東大和市障害者総合プラン策定後、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、こうしたものの改正などを踏まえた内容といたします。

（３）現計画の策定時に一定程度、それまでの枠組を整理いたしまして目標及び施策体系を改めたことから、本計画においては現在の計画、こうしたものを引き継いだ形での目標及び施策体系を維持してございます。

（４）といたしまして、本計画の期間中に、特に重点的に取り組む項目として以下の重点施策を掲げます。

①といたしまして、障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策、②といたしまして、地域で安心して暮らし続けるための施策、③といたしまして、地域共生社会実現のための施策、こうした重点施策を掲げてまいります。

この重点施策につきましては、後ほど改めて５番のほうで説明を申し上げます。

なお、ちょっと補足でございますが、一応ここに（２）のところで、現在の第２次障害者総合プランの期間である令和３年度から５年度までの間における障害施策の動向というものといたしまして、主な法律というものを２つ、障害者差別解消法、それから、障害者総合支援法ということの策定を踏まえますということでご紹介を申し上げました。

１つ目の障害者差別解消法、こちらの改正でございますが、当初施行された平成２５年当時は合理的配慮、いわゆる障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し、行使できるよう、一人一人の特徴や場面、そうしたものに応じて発生する社会的障壁を取り除くための個別的な調整や変更、こうしたものを合理的配慮というふうに申しますが、この合理的配慮について、これまで民間事業者においては努力義務というふうにされておりまし

たけれども、ここの見直しの中で、令和６年４月から施行される改正法により、民間事業者についても義務ということになるというものでございます。

あとは概要の資料には記載してございませんが、障害者権利条約というものが平成１８年に国連において採択をされて、日本におきましても平成２６年に条約を批准しているところでございます。昨年、国連においてこの条約に基づいた取組の状況について、国連権利委員会というところの審査が初めて行われました。その中での主な指摘、勧告として、３つほど申し上げますと、１つ目として、障害のある人が施設に入れられて、地域で暮らす権利が保障されていない、脱施設化を問われたこと、２つ目といたしまして、精神科病院の無期限の長期入院、強制入院というものは差別であるということ、それから、３つ目といたしまして、特別支援教育、これは障害児を分離した特別支援教育の中止を要請されたこと、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育、そうしたものに反しているというような指摘が国連権利委員会から勧告をされております。この勧告につきましては、法的拘束力というものはないのですけれども、今後国において法改正などでこの勧告に沿った対応が迫られてくるというふうに思われます。

次に、概要版の３、計画の期間でございます。令和６年度から令和８年度までの３か年となります。

次に、４番、計画の理念・目標でありますが、障害の有無にかかわらず、地域を構成するあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、助け合って暮らしていける「地域共生社会」の構築に向けた取組が重要です。

現計画の理念を引き継ぎつつ、障害のある人が、住みなれた地域、この東大和市で、いつまでも暮らし続けられる「共生のまち」を目指して、計画の理念を次のように定めます。

理念でございますが、『障害のある人が、住みなれた地域で、いつまでも暮らし続けられる「共生のまち」をめざして』というふうにしてございます。

この理念につきましては、現行の計画から一部修正をしております。現計画の理念につきましては、今現在の計画の冊子だと１３ページになるんですけれども、『障害のある人もない人も、お互いを尊重し、ともにつくろう、共生のまち東大和』、こうしたものを現計画において理念に掲げております。

先ほど申し上げたような現計画期間中における障害者施策における法改正、あるいは国が求める地域移行など周辺環境の変化、こうしたものを反映させたものでありますけれども、障害のある人や介護者の方の高齢化、あるいは障害の重度化、親亡き後を見据えてというところで、それでも住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるような仕組みをつくる、それから、いつまでも暮らし続けられるためには何が必要かというと、法に基づく障害者福祉サービス、あるいは令和２年度から整備充実を進めております地域生活支援拠点事業、こうしたものの仕組みがあって、今度は仕組みがあってもそれを支える人、担っていただける人、こうした方がいなければ、障害のある方がいつまでも暮らし続けること

はできない。そのために地域の皆さんも支え手となり、ともに支え合う共生のまちを目指そうよというようなことをフレーズとして入れまして、こうした理念の下、ここ３年間進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、概要版の右の目標、理念の右にございます目標でございます。

１番といたしまして、自立を支える基盤の整備と充実であります。

目指すところといたしましては、障害のある人の人権が尊重され、地域で自立した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。また、障害のある人が安心した生活を送り、必要なサービスを適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、それから、関係機関のネットワークの構築、こうしたものを図るということを念頭に置いてございます。

続きまして、目標の２、自立を支えるサービスの充実であります。

こちらのほうの目指すところといたしましては、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等について、この計画に基づいてサービス提供体制の整備に努めるというものでございます。

その他、障害のある方が地域で自立した生活を送るために、日常生活支援、情報・コミュニケーション支援、移動・外出の支援、医療に係る支援、それから、経済的支援等の充実に努める、こうしたものを念頭に置いて取り組んでまいります。

続きまして、目標の３、ライフステージに対応した支援の充実であります。

こちらの目指すところといたしましては、障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある方の年齢に応じて様々な課題がございます。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携いたしまして、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するように努めてまいります。

それから、最後に目標４、共生社会実現を目指した地域づくりでございます。

目指すところといたしましては、真の共生社会を実現するためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁（バリア）をなくす必要があるため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための活動を推進します。

また、共生社会を支えるための人材育成や地域・環境の醸成、障害のある方にとって安全・安心なまちづくりを進め、障害のある方と障害のない人が共に暮らし、学び、働く、インクルーシブな地域社会の形成を目指す、こうしたことを念頭に取り組むというものでございます。

以上のとおり、記載の理念に基づき、目標４、目標を４つほど掲げておりますけれども、この４つの目標の枠組み及び体系につきましては、現行の計画を作るとき（令和２年度）に、そのときに一定程度、それまでの枠組みを整理いたしまして、体系も改め、各事業を割り振って整理できてございます。

また、国の基本的指針におきましては、入所施設等からの地域生活の強化、地域生活継

続の支援の整備、そういったところも引き続き大きな柱でございます。そのため今回の計画策定に当たりましては、現行の計画を引き継いだ形での枠組みを維持していくということで事務局では考えているところでございます。

以上が４番の計画理念、目標でございます。

続きまして、３の概要版の右、５の重点施策に移らせていただきます。

この重点施策につきましては、国の基本指針の中で示された重点的に取り組むべき課題、また、計画策定に当たって実施した事前アンケート調査の中で多く上げられた課題、あるいは今後重要だと思う障害者施策、こうしたものを勘案いたしまして、３つの重点施策を掲げたものでございます。

まず、重点施策１、障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策でございます。

障害のある人の多くは、日常生活で差別や偏見を感じています。共生社会実現のために障害のある人の権利擁護や障害のある人への理解促進を進める施策に取り組んでいきます。

１つ目として、障害者差別解消法の周知、法に基づく取組を一層、進めます。

２つ目が、障害のある人への理解を促進するための取組を進めます。

３つ目として、障害者虐待防止法の周知、法に基づく取組を進めます。

４つ目といたしまして、成年後見制度等、権利擁護事業の周知と利用促進に取り組みますというものでございます。

この重点施策については、事前調査において障害者への理解の促進を求める声というものがいまだに多くありますことから設定したものでございます。特に先ほど申し上げたとおり、差別解消法というものの改正が令和６年４月に施行されることによりまして、合理的配慮、こうしたものが義務化されることを踏まえまして、８年度の目標を市民や民間事業者への周知、それから、合理的配慮の一層の推進として理解促進に努めてまいりたいというふうに考えております。いまだに合理的配慮というものが十分に行われているとは言いがたい状況でありますことから、今回の差別解消法の改正を契機に、改めて認識を新たにしていただく取組が私どもにおいても必要であるというふうに考えております。

次に、概要版に書いてございます重点施策２　地域で安心して暮らし続けるための施策でございます。

介護者である家族の高齢化や自身の障害の重度化により、これまでと同様の生活の継続に不安を覚えたり、住み慣れた地域への移行により、穏やかな生活を望まれる障害のある人が多くいます。障害のある人がこれからも地域で安心して暮らし続けるための施策を重点的に進めていきます。

１つ目といたしまして、生活介護等の日中活動の場の整備・充実を図ります。

２つ目が、グループホームの整備・充実を図ります。

３つ目が、地域生活支援拠点の整備を段階的に進め、その機能の充実を図ります。

４つ目が、緊急一時保護を拡充するとともに緊急一時支援事業を実施し、緊急時に対応

します。

５つ目が、自立体験事業を実施し、自立体験の場・機会を設けますということでございます。

この重点施策２につきましては、先ほどと同じように事前調査におきまして、親亡き後の居住の場に関しまして将来の生活に不安を抱えていらっしゃるということ、そうしたことが読み取れる回答が多くございました。ですので、将来の生活に不安を抱えていることに対する場の確保、国の基本的指針で掲げる地域生活支援の充実、こうしたものを反映し、設定したものでございます。

取組といたしまして、居住の場の確保・整備というものもさることながら、日中活動の場の確保というものも重要であるというふうに考えております。冒頭紹介させていただきましたとおり、知的障害者や知的障害児、それから、発達障害児、重症心身障害児の方、こうした方が増えているという現状も踏まえまして、そのため障害福祉計画においてサービス利用見込量を算定いたしまして、それを充足させるよう、計画的にサービス提供事業所というものの整備、こちらに取り組むとしております。

現在も様々な地域で事業所を運営している事業者の方から、市に対しまして市内に事業所を開設したいという旨の事前相談というものもございます。市におきましては事業者の理念であったり、経験、あるいは実績、そうしたものを伺いまして、身をもって運営ができるような事業者の選定、そうしたものを適切に見極める必要があるというふうに認識しております。事業者の指定権限者というものは東京都なんですけれども、そうした東京都と連携いたしまして、市内における的確な事業所の整備、そうしたものを図る必要があるということを認識しているところでございます。

続きまして、概要版の重点施策３でございます。地域共生社会実現のための施策。

地域共生社会では、地域で暮らす市民が支え手と受け手に分かれるのではなく、各々が役割を担い、ともに住みやすいまちをつくっていくことが重要です。そのために様々な関係機関の連携を強化することや、障害福祉サービス従事者やボランティアなどの人材育成を行うことで、共生社会実現に向けた地域づくり、環境醸成に努めます。

１つ目といたしまして、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進検討会議での協議を進めます。

２つ目といたしまして、障害福祉サービス等従事者の確保や養成に取り組みます。

３つ目といたしまして、障害のある人のボランティア育成に取り組みます。

４つ目といたしまして、障害福祉分野以外の関係機関との連携強化に努めます。

５つ目といたしまして、障害がある人の防災・防犯のための自助や共助の取組を進めますというものでございます。

この重点施策３につきましては、国が示す基本的指針で掲げられました地域共生社会の実現の具体的取組が必要でありますことから設定をしたものでございます。

地域共生社会実現に向けては特に支え手不足によって障害福祉サービスの従事者の確保の面で課題がございます。国においては事業所の確保、障害福祉人材の確保・養成の取組の面で、そうしたものの取組を重要視しておりまして、東大和市の現計画においても重点施策に位置づけております。知的障害のある方や精神障害のある方が増加しているということで、この増加に対応できる、その増加に応じた対応ができるように、市におきましては率先してその従事者というものの養成に人材確保を行う必要があるというふうに考えております。

よって、これまで以上に障害福祉サービス従事者、こうしたものの養成研修というものを通じまして、障害福祉サービスの提供者の充足というものに向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上のような３つの重点施策を掲げていくということでございます。この記載の３つの重点施策及び取り組む項目につきましては、先ほどの４つの目標と同様、現計画を引き継ぐような形で設定し、取り組んでまいりたいということでございます。

最後に、概要版の６になります。今後の予定でございます。

まず、今後パブリックコメントを１２月４日月曜日から令和６年１月４日木曜日まで実施をいたします。その後市民説明会の実施を令和５年１２月８日金曜日、それから、９日の土曜日に実施をいたします。

その後、令和５年度東大和市地域福祉審議会第３回障害者部会での審議、こちらは２月、それから、続きまして第２回東大和市地域福祉審議会全体会での審議ということで、こちらも２月、そして３月に第３次東大和市障害者総合プランの策定ということで進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上が第３次障害者総合プランの概要でございます。この計画の根幹といたしましては、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような仕組みを整備して、地域の関係機関と連携して運用していく、それが理念に掲げる共生のまちにつながるものと捉えまして、令和６年度からの３年間、施策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○Ａ会長　ありがとうございました。

今、大法障害福祉課長からの報告が終わりました。

ご質問がございましたら、お名前をおっしゃってからご発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

Ｂ委員、お願いします。

○Ｂ委員　すみません、確認ですが、Ｂです。

さっき言われておりました第２回令和５年度地域福祉審議会全体会というのは、別途、２月６日の話ですね、今後の予定の４。

○障害福祉課長　委員のおっしゃるとおりでございます。

○Ｂ委員　ということは、私は部会が違うけれども、障害者部会は多分その前に２月１日から５日の間にやられるということになるわけ。

○障害福祉課長　はい、そのとおりでございます。

○Ｂ委員　分かりました。

○Ａ会長　Ｃ委員、お願いします。

○Ｃ委員　Ｃと申します。よろしくお願いします。

障害者総合プランが来年３月に新しくできるということなんですけれども、重点施策の中にありますように、障害のある人の多くは日常生活で差別や偏見を感じていますということですね。やはり障害のない方が障害者へ理解を深めるということで、障害者、立派なこういうプランがあるんですけれども、これの普及版というか、概要版というか、そういうものを作られて、財政的な措置があると思うので、こういう立派なやつの部数を減らして、概要版も合わせて作るようにして、市民の理解を深めていくというのが必要かなということを感じます。

それから、先ほども会長さんがおっしゃったように、非常に懸念するのは、障害者手帳を持っている方とか、そういう方が増えているわけですね。非常に残念ですよね、はっきり言って。そういう増えている原因というのは何か行政のほうで把握されているのか、それからそういう計画に当たって支障があるのか、そういう増えていくと大変になってくる、その辺、原因とかそういうことについてお話を伺いたいと思います。

以上です。

○障害福祉課長　大法でございます。どうもご意見ありがとうございます。

まず、１点目の市民向けの概要版ということで、こちらにつきましては、委員のおっしゃるとおり、障害のある方の差別、偏見というものをなくさなければいけないということは我々も第一目標に掲げております。ではこれをどういう手段でやっていくかというところに当たりましては、委員のご指摘のとおり、例えば分かりやすいチラシ、パンフレット、そういったものを作成によって周知するというのも一案あるというふうに思います。実際には今でございますけれども、この分厚いプランというものとは別に、また分かりやすい版というものを作る予定でございます。これを一定程度、あと全世帯に配れるというほどではございませんが、この冊子版よりもかなり多く作る予定でございます。こうしたものを活用する。あとは市報などを通じましてこの件につきましては広く周知をしていくということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

あとは私ども様々な会議体がございまして、その一つの中に地域自立支援協議会というものがございます。そうした中で様々な部会がありまして、様々な部会の委員の皆様方がいろいろ意見を出し合い、様々な手法をもって障害の理解というものに取り組んでございます。そうしたことによって、かなり一定程度、様々な地域において様々な意義、様々な手法を取って、地道ではございますが、障害者理解ということに取り組んでいるというと

ころでございますので、またそういった関係者の皆様方のお力を借りまして、広く周知をしてまいりたいというふうに考えております。

２点目が、障害のある方が増えている原因ということでございます。先ほど数字のご紹介もさせていただきました。まず、知的障害のある方が増えているというところが確かにございます。特に障害の程度が、これは知的の４つ区分があるのですけれども、一番軽いと言われる４度という方がかなり増えております。そこにおきましては、やはりこれまでよりも障害に対する理解、あるいは保護者の方の障害に対する認知というものも増えて、愛の手帳を取得するという方が増えているという現状がございます。あとは知的障害、愛の手帳取得にはまだいかないんですけれども、発達障害という児童の方が大変増えております。各学校にも特別支援学級というものが併設されているのですけれども、そうしたところの学校、人数というものも増えてございます。

お手元の中間案で申し上げますと、２４ページになります。お手元の冊子、中間案の２４ページをお開きいただけますでしょうか。こちらが支援が必要なというところの項目になってございます。

その下の表に、支援が必要な児童・生徒の推移というところで、特にここで目立っているのが小学校です。小学校の２段目にございます特別支援教室（通級指導学級）利用児童者数というところに数字がございますけれども、平成２９年度が１４４人であったのが、令和４年度は２５１人ということで、かなり増えております。

この一因として考えられるのが、先ほど申し上げました発達障害というところのあるお子様でございます。こうした方につきましては、保護者の方のいろいろお考えとかもあるということもありましょうし、考えようによっては、発達障害というものは障害ではないというような、個人の子どもの特性であるというふうに思われますので、障害というくくりとはまた別なものになるかもしれませんけれども、ある意味そういうことで生活に生きづらさを感じている児童も増えていらっしゃるということがこの数字を見てもうかがえるかなというふうに思っております。

それから、精神障害のある方につきましても、先ほど増えているということも申し上げました。やはりこちらにつきましても、特に令和２年度からコロナ禍というところで、いろんな社会情勢の変化、あるいは自宅にひきこもったりということで、うつ状態になったりという方も増えているというようなことも新聞の報道でされておりました。そうしたことの影響も一因としてありますし、あとは精神障害ということの社会的な認知ということもあること、それから、精神障害者手帳を取得するということにおきましては、就労という場面において、ひとつ言葉は悪いですけれども、メリットというか、就労するに当たっての障害者雇用というところにおいて一つの条件となりますので、そういった点において、福祉手帳を取得される方が増えているというふうには感じているところでございます。

以上でございます。

○Ｃ委員　ありがとうございました。

○Ａ会長　ほかにいかがでしょうか。

○Ｄ副会長　ご説明、ありがとうございました。

初めて参加するのでピンボケな質問をするかもしれないんですけれども、この概要案の重点政策の３のところの１番目、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進検討会議での協議を進めますと書いてあるんですが、市の地域包括ケアの親会の座長をしているんですけれども、こういった案は初めて聞いたので、また教えていただければと思うのと、あとこれを進めてまいりますというのは、資料４の７７ページのところを拝見すると、一個前の第２次のプランも同じですけれども、精神障害で入院している時間を短くして、早く地域でそういう人たちを見るようにしなさいという指針ということなんです。それを進めていく上では、この資料のところの１０１ページのところを見ると、市でこれからどうやっていくかというのは、グループホームを充実させていくというところ、そうするとそれをもうちょっと具体的にどうしていこうというふうに市は考えているのか教えてほしいんです。

○障害福祉課長　ありがとうございます。

まず、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議というものでございますけれども、精神障害のある方が地域の一員として安心して自分らしい生活をすることができるよう、医療、それから、障害福祉、介護、住まい、就労、それから、地域の助け合い、教育、そうしたものが包括的に確保される体制の構築というものを図るため持っている会議体でございます。

今副会長がおっしゃったように、こちらのほう、７７ページに書いてございますとおり、国の基本的な指針におきまして、こちらのほうの精神障害にも対応したというところの構築を進めなさいというふうに自治体に向けられております。

実際、目標設定というものにつきましては、東京都がしなさいということになっているのですけれども、ただ、長期的入院を改めるということになりますと、入院されている方がいずれ各地域に戻ってくる、この東大和市に戻られてくるということに当たりましては受け皿をまずつくらなければいけないだろう。当然、居住の場である、先ほどご紹介いただきましたグループホームの整備、まずはグループホームの整備につきましては、これまでの間、精神の方のグループホームというのはいわゆる通過型ということで、３年間の期間限定というようなグループホームというものが多いというのが現状でございました。さらにそのグループホームというものを使い、地域移行するような地域移行支援、それから、地域定着支援という障害福祉サービスがあるんですけれども、そうしたものを法改正によりまして平成３０年に設定されたということで、この精神障害のある方に対する支援というものが一応具体的にこうしていこうということで全国各地で進んでいるところでございます。

ただ、グループホームにつきましては、精神障害のある方に対する形として、先ほど申し上げました３年を目途とした通過型というものから、滞在型ということの軸足を置いたグループホームの整備ということが結構求められているのかなと、今東大和市におきましては精神のグループホーム、通過型というものが２つのグループホームがございます。滞在型というものは１つしかないんです。やはり精神障害のある方、なかなか３年を経過しても自立できるという方が、加齢、年齢を重ねた方ということになるとそうなんですけれども、そうでない方もかなり苦労されている方もいらっしゃいます。そうしたことの対応といたしまして、今後は東大和市においては滞在型の精神障害のグループホームというものの整備が必要であるというふうに思いますので、事業者からそうしたことの手が上がった際には私どもも相談に乗りまして、そうしたグループホームの整備に努めてまいりたいなというところを考えているところでございます。

こんなところでございますが。

○Ｄ副会長　難しい質問で申し訳ない。精神疾患で３か月時点で６８．９％以上退院できるという可能性は、こんな数字とかは実際できていますか。こんなに退院させろ、退院させろって、冷たいこういう国の基本指針だなと思ったんですけれども、教えていただければと思います。

○Ａ会長　病院の退院を早めていくというのは精神障害だけではないんですけれども、今地域の現場にもいろいろ関わらせていただいている中で、地域で支える限界が相当あって、グループホームを増やす、当然なんですけれども、グループホームへお住まいの方が地域で生活するとなると、地域の資源ですよね、例えばスーパーだったり、地域の方のご理解だったり、そういうのがなければ本当に生活できないですね。それが犯罪につながったりするのも、また地域の理解だったり、行政のもちろん理解もあるので、ちょっと重ねて質問というか、この検討会議のメンバーを、今申し上げたようにただ福祉関係だけではなくて、地域の関係する方たちとやらないと、結局退院を早めました、地域に出ました。でも地域で生活できないから、ではまた施設に缶詰めしちゃうか、病院管理にしちゃうとかという、逆行していくという、体制が整っていないのに地域ばかり出そうというこの図式がなかなか厳しいですね。

これは成立が早かったんですね、とても早くて、２０００年にようやく宮城県の船形コロニーから始まって、ちょっと歴史が浅いですね。浅くて、政策だけどんどん進んでしまって、受け皿が全然準備ができてないという状況がございます。ですので、計画なので、どうしても都のまた数値目標がありますから、それに則っていくのは当然なんですけれども、ぜひ東大和市らしい受け皿づくりというのをこの検討会議のメンバーの選定からお考えいただくと、８万人規模の、でも温かいまちだなと私は思っています。実は川崎にお住まいだった障害のお持ちの方で、非常にアグレッシブな自分のご意見をおっしゃる方が東大和に数年前に移住なさったんですね。なので……、ちょっと冷たいまち、１５４万都市

なんですけれども、ですので、ただ、東大和らしい受け皿づくり、地域づくりをぜひやっていただく仕掛けとしてこの検討会議に私は期待したいなというふうに思っております。

せっかく振られたわけではないので、意見というわけではなくて、重点施策３のところの２点目で、障害福祉サービス等従事者の確保や養成に取り組みますというのが本当に重要です。私は福祉人材養成をやらせていただいていますけれども、現場に出れば出るほど職員の確保がまず大変なんですけれども、職員の質をどう上げるかがまたもっと大変な状況なので、それは御縁がある社会福祉法人とか、職員研修をがんがんやらせていただいています。でも、その前の確保の段階がすごくつまずいていて、なので、それでこちらの中間報告案を拝見させていただくと、どんなことをお考えなのかなと思って、目標２－１、サービス利用支援というところの１－６、７、８というところですから、ページ数ですと、４６ページですね。中間報告案の４６ページの１－６、７、８を拝見させていただくと、１－６は、人材の確保と言いつつも、ちょっと研修で終えざるを得ないという状況が今東大和市にあるということが分かりました。その人材の確保をどうしていくかということは、重点施策３というところなので、どことどう連携していくとそれができるのかということをお考えいただきたいなというのがありまして、その本当のしょっぱなって、小・中学生の福祉教育とか、そういうところがまず取っかかりとして大事なのかなとは思うんですけれども、そうすると６８ページですか、６８ページで、小学校でどんなことをやっているかなというと共生教育的なところ、要は啓発ですよね。それはどこの小学校でもそうなんですけれども、中・高となってくると職業というところでの学びという機会が増えてきますから、そこに福祉人材というところにつながるように連携できるように、そんな仕組みが東大和らしいものができたらとてもいいななんていうふうにちょっと聞きながら思いました。

せっかく重点施策３に入っておりますので、計画は計画で大事なことですけれども、東大和市らしい具体をどうやっていくかということを少し会議体とか部会とか、そういう形で落とし込んで取り組んでいただけけるととてもうれしいなという感想です。すみません、ちょっと長くなっちゃいました。

ほかにいかがでしょう。

Ｅ委員、よろしくお願いします。

○Ｅ委員　Ｅです。よろしくお願いします。

今中間案のほうに入られてのご意見とか質問も出たので、ちょっとそれに乗せていただきます。

１０９ページのコミュニケーション支援事業、それから、ページ、戻って５９ページの１－１のところなんですが、例えば５９ページの１－１、令和４年度の実施状況、就学支援シートの回収率が２４％、それから、巡回件数が１６３件、なのに何で８年度は２４％が２０％に下がり、１６３件が１５０件に下がることを目標とするのか、ちょっとよく理

解できません。

同じく１０９ページのほうの見込みですけれども、令和５年度、一番上の手話通訳者の派遣が２８、結構要望があったということだと思うんですが、それが今度６年度では２４に減ってしまう。それ以下のところもそうなんですが、どうして増えているのに、減った数字を見込んだりするのかなという、ちょっと解せない、それは一つ質問です。

それから、あともう一つはこれは意見なんですが、１４ページ、目標の１、２、３、４とありますけれども、細かいことで申し訳ないのですが、目標の２の２段目、「その他、」で始まっていますけれども、ほかのところは「また、」で始まっているんです。「その他、」というとワンランク下げられる意識があるので、ここは「また、」にしたほうがいいと思います。１、３、４も同じですから。

それから、あと目標４の下から２行目のところで、「障害のある人と障害のない人が共に暮らし、学び、働く、インクルーシブ」と書いてありますけれども、学びとか働くというのは暮らしの一つのパターンですよね。ですから、今の説明の中にもたびたび出てきている暮らし続けられるという文言がありますけれども、それにしたほうがすっきりするんじゃないかなと思うんです。具体的に言うと、「障害のある人と障害のない人が共に暮らし続けられるインクルーシブな地域社会の」のほうがすっきりするんじゃないかなと、これは自分の意見ですから、それが採用されるかどうかは別に構いません。以上です。

まず、一つ目のほう、どうしてそうなったのかをお聞かせ願えればと思います。

○障害福祉課長　大法でございます。

５９ページの就学支援シートにつきましては申し訳ございません、こちらのほうは担当の課のほうに、いま一度、今のいただいたご意見を踏まえまして確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、１０９ページでございます。今Ｅ議員から紹介ございましたのが、上の手話通訳者の派遣というところの数字だと思います。令和５年度の２８というものにつきましては実は見込みというところでございまして、左の令和３年度、４年度は実績という数字、それから、令和５年度の２８というものは現行の第２次東大和市障害者プランにおける目標ということで立てた数字になってございます。

よって、令和６年度以降の計画の目標値というものにつきましては、この令和３年度であったり、令和４年度の実績というものの傾向を踏まえて、それぞれ数字を、令和６年度以降の見込みの数字を見立てているということでございまして、この５年度の数字というものは今の段階では何とも表せる数字ではないのですけれども、とりあえず６年度以降の数字に直接的に今つながっているというものではないということをご理解いただければというふうに思います。

○Ａ会長　ほかにいかがでしょうか。

Ｆ委員、お願いします。

○Ｆ委員　Ｆと申します。ひきこもりの家族会をやっております。

この中間案の１９ページに書いてある数字なんですが、精神障害の手帳を持っている方が令和４年度で１，０００人を超えているみたいに書いてありますが、家族会をやっておりますと、手帳を持っていらっしゃる方はいらっしゃいますが、手帳を持っていらっしゃらない方のほうが多い。ただ、ひきこもり始めた理由として、職場の人間関係とか、仕事の大変さとかいろんなことで精神的に追い込まれてひきこもるようになったという方もいらっしゃるので、この手帳を持っているという線引きだとそういう方はこういう支援を受けられない方になってしまうのかなとお話を伺いながら思ったんですが、やはりそういう手帳を持っている、持ってないで線引きされないで、困っている方は皆さん同じようにいろんな支援を受けられるというふうにしていただけたら、家族会の皆さんも安心できるのかなというふうに思いながら伺っておりましたのですが、今もやはりアパートで自立を目指している方がいらっしゃるのですけれども、その方が一番心配しているのは経済的なことで、「私は手帳もないし、生活保護を受けられるのか。でもお母さん一人の年金暮らしだし、お母さんに経済的に頼ることはできないし」という方がいらっしゃるので、そういう方もここにサービス支援を受けられるようになったら安心できるのかと思いながら聞いていましたのです。手帳あるなしで線引きされないでやっていただけたら、本当にありがたいなというのが家族会の者として思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○障害福祉課長　大法ででございます。ご意見どうもありがとうございます。

確かにＦ委員おっしゃるとおり、こちらのほうでは数字的には障害者精神保健福祉手帳、こちらのほうを所持している方の数字のみでございます。しかし、一方で委員おっしゃるとおり、いわゆる自立支援医療、こちらは精神通院のために　必要な医療費助成というものでございますけれども、この自立支援医療の認定を受けていらっしゃる方というものは、昨年度末において１，８６２人おりました。ということは、委員のおっしゃるとおり、手帳は持たないけれども、そうした精神科に通院されている方が多くいらっしゃるというところの現れであろうかというふうに思います。

私ども市におきましても、どうしても障害福祉サービス、法に基づくサービスにつきましては手帳の要件というものがいろいろあるんですけれども、手帳がなくても、市の職員にはケースワーカーがおりますので、精神保健福祉士であったり、保健師という職員がおりますので、随時ご相談に応じて支援をさせていただいておりますので、その辺はひとつ忌憚のないご意見、あるいは支援させていただきますので、お声がけいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○福祉推進課長　福祉推進課の山田でございます。

ひきこもり支援について、少し当市の今年度の支援についてご説明申し上げます。

今年度の５月から社会福祉協議会のひきこもりの相談員の方が来られまして、相談窓口

を開始して、ひきこもりについての相談をずっとここで継続してやっているところでございます。

あと居場所づくりといたしまして、東大和市駅の近くのカフェで居場所を提供いたしまして、話をしたりとかというところで、市民の方、何人か参加されております。

それと他市、他の自治体との連携事業で、例えば国立市さんとか、清瀬市さん、そのほか文京区さんとも連携いたしまして、持ち回りでＵＸ女子会という会を設けまして、つい昨日行ったところなんですけれども、東大和の市民の方が、ひきこもりの実際当事者の方が８名参加されております。その他、今度３月に講演会を予定しておりますので、そういった行事を当市で予定して、ひきこもりに力を入れておりますので、当事者の方、また家族会、家族の皆様、そういった行事にぜひ参加いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○障害福祉課長　すみません、大法でございます。

ちょっと先ほどのＦ委員のご質問に一部訂正をさせていただきたいと思います。

私、先ほど障害福祉サービスは全て手帳の所持が要件ですよというふうに申し上げましたけれども、一部サービス、例えば就労支援サービス、そうしたものにつきましては必ずしも手帳の所持が要件ではない。例えば主治医の意見書をもって利用できるサービス、そうしたものもあるということでございますので、何かございましたら、市にひとつご相談をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○Ａ会長　Ｂ委員、お願いします。

○Ｂ委員　ほとんど確認の質問ですので、順次一問一答式に質問していきますので、Ｂです。

２８ページのアンケートの調査結果、これは別途送ってもらったピンクのカバーのアンケート調査、これの概要と言って、大丈夫ですね、これは。

○障害福祉課長　はい、そうです。そのとおりです。

○Ｂ委員　ついでに、ピンクの本は一番最初のページに年度が間違って、令和５年度を初年度とする第３次云々とありますけれども、令和６年度の間違いですか。一番最初の行の開始年度が間違っているのではないかと。

○障害福祉課長　申し訳ございません。

○Ｂ委員　今回の審議とは関係ありませんが、分かりました。

それから、次に、４８ページの下のほうに「乾燥：２世帯　水洗い：２世帯」、水洗いのほうが赤字で書いてある、これを気になっていたのですが、これはどういう意味ですか。

○障害福祉課長　布団乾燥というところにつきましては、月１回専用の乾燥機というものが各ご家庭に巡回いたしまして、布団乾燥というものを大きいトラック形状のものなんですけれども、その中に乾燥機というものが格納されておりまして、その中で布団を乾燥す

る。水洗いというものは、年に２回なんですけれども、回収をさせていただいて、一般のご家庭でやるかどうか分かりませんけれども、回収して水洗いして、さらに乾燥してお返しするというようなこちらはサービスでございます。

○Ｂ委員　いや、それはいいんですけれども、赤字にしたのは何か意味があったのかなという質問です。

○障害福祉課長　申し訳ございません、これは特段意味はございません。

○Ｂ委員　分かりました。

○障害福祉課長　もともと原本のほうで赤字になっていたものがそのまま印刷されたというふうに思います。すみません。

○Ｂ委員　それから、８０ページにいくのですが、就労定着率が７割以上の就労定着云々とありますね。前回のときはこれを８割にしていたのですけれども、これには何か意味があるんですか。

○障害福祉課長　そうですね、こちらのほうも国の基本的な指針というものである程度数値目標がされておりますので、それに引きずられるような形で今回数字の変更でございます。

○Ｂ委員　ああ、そうですか。８割を７割にしたんだったら、算定目標値、ゼロか所、ゼロか所というのが多少上げるために７割にしたのかなと思ったのですが、そうすると７割にしてもゼロか所、ゼロか所ではあるんですね。

○障害福祉課長　そうですね、こちらのほうは市内に事業所がないというところでゼロになるというところでございます。

○Ｂ委員　８割だったのを７割にしたところで、ゼロか所だと。

○障害福祉課長　はい。

○Ｂ委員　はい。

　それから、１０４ページと１０７ページに、計画期間の見込みでこれまではあまり出てこなかった表現、一部達成というのが今回から出てきた、実施とか検討という表現は前からあるんですが、一部達成、この１０４ページ、１０７ページで一部達成するというのは具体的にはどういう意味か、ちょっと気になったのですが。

○障害福祉課長　こちら、実は障害者部会のほうでも、もともとこちらは検討というところになっていたんですね。この項目について、委員から、従前からずっと検討というのも何か難しい、困難があってこうなったんですかねというようなご質問をいただきました。一応所管課のほうでも検討はするんだけれども、今後各市の状況であったり、関係機関と連携しながら、検討という一つの域を越えて、一部目標を掲げて達成しようというところで改めて目標を設定したというところでございます。

　１０７ページにつきましても、同じような従前から検討というところの部類であったんですけれども、こちらにつきまして、実施というところまではいかなくても、一部目標を、

こちらのほうの下に「方策」というものを掲げておりますので、そうしたものに一歩でも近づけるようにこちらのほうを達成するんだということの意気込みといいましたらあれですけれども、そうしたものを一部達成ということで表現をさせていただいたというところでございます。

○Ｂ委員　実施にはいかないし、全部の達成にもいかないけれども、一部は達成になると、真面目な表現として、では私は理解します。

それから、１１４ページ、⑥大学等修学支援事業というのは、よく見ると前の版ではない、これは新たに非常に意味があるということで入れたということですね。

○障害福祉課長　そうですね、令和３年度にお１人が、あ、令和４年度ですね。対象者がこのサービスを使いたいという市民の方がいらっしゃいましたので、私どものほうで制度設計をいたしまして改めて作ったということで、この方が令和７年度まで大学院に在学されるということを見込みまして、こちらのほうを設定したということでございます。

○Ｂ委員　この１というのは、具体的には同じ人が指されて、各年度１人ずつ増えているということではなくて。

○障害福祉課長　そうですね、そのとおりお１人です。対象者がお１人ということでございます。

○Ｂ委員　分かりました。

それで最後に、私も結論的にはどういう方法がいいのか分かりませんが、重点目標１、２、３と掲げていまして、これはこのように重点目標とか、そういう記載があるのですが、私の一市民的な印象では、重点施策に掲げられている項目もほかの項目もただ同じように表として、あるいは事業として並んでいて、重点施策に関係するところだけ重点として記載があるというだけで、重点施策というからには、何かほかの項目と一歩違った何かがあっていいんじゃないかなと思うんですけれども、ただ、具体的にどうするかというのは私の能力不足で何とも申し上げようがないのですが、今の版も、それから、今度の版も見ながら、重点施策になった項目は何かいま一歩、例えば目標を一段と上げるとか、ただ、目標を一段と上げるだけで、では簡単に達成できるかというと、そういうことでもないでしょうし、何か同じように並んでいるだけでいいのかなと。ただ、部会でも慎重に検討すると思いますし、私は他意があるわけではないのですが、そんな印象を持ちました。

以上です。

○Ａ会長　ほかにいかがでしょうか。

○Ｇ委員　Ｇです。

この中間案の７１ページなんですけれども、３－１と３－２の事業なんですけれども、４年度の実施状況が１世帯からゼロ世帯と書いてあるのですが、これは対象者がここに書いてあって、こういう方が対象者であるという、それは分かるんですが、対象者がどのくらいの人数がいて、利用者数がどのくらいの世帯なのか。市のほうでは多分対象者の数は

把握していると思うんですけれども、これは市のほうに対象者の方が申請する事業なのか、あるいは市のほうからあれする事業、ちょっとその辺が、これは初めてこの事業を知ったものですから、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○障害福祉課長　ありがとうございます。

こちらのほうにつきましては、プッシュ型というよりも、申請していただくというところで、対象者がではこの条件に、このシステムの利用に当たっての対象者が何名いるかということまではつかんではおりませんが、こうしたことのアナウンス、こうしたサービスがございますということに当たりましては、窓口で様々な申請をしていただく折にご説明をいたしまして、必要な方に対しまして申請を促していくということで、結果として今利用が１世帯ということになっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○Ａ会長　ほかにいかがでしょうか。

Ｈ委員、お願いいたします。

○Ｈ委員　Ｈです。よろしくお願いします。

意見というよりは感想なんですけれども、目標４、あるいは重点施策の３の調整の部分で、私が一番強く思っていることは、いかに障害あるいは障害者を理解した人を増やすかということだと思っているんですよ。私は視覚障害者で、ふだん白杖、白い杖をついて歩いていますけれども、毎週のように高田馬場のほうへ行くんですね。

高田馬場というのは視覚障害の団体が幾つかあるんです。まず、日本視覚障害者団体連合という、これは日本の視覚障害者団体をまとめる総本山みたいなところですけれども、それがあります。全国４７都道府県の視覚障害者団体が一般障害者団体が加わっているんですね、まずそれが一つあります。もう一つ、日本点字図書館というのがあるんです。点字というのはぼつぼつと指で文字を読む点字です。日本点字図書館というのがあります。それから、ヘレンケラー協会があります。それから、もう一つは、東京都盲人福祉協会がある。大きいところが幾つもあって、高田馬場というのは白杖を持った人がいっぱい歩いているんですね。

私も毎週のように行きますけれども、白杖を持って歩いていて、高田馬場ですから、通行人は東大和よりも圧倒的に多いんですけれども、高田馬場のほうがはっきり言って歩きやすいんです。東大和のほうが結構怖い、あるいは歩きにくい。どうしてかなと思うと、馬場は今言ったように白杖を持った人がいっぱい歩いているので、通行人にしろ、お店にしろ、白杖を持った人に慣れているんですね。慣れているから、そういう難しい話は抜きにしても、いろんな配慮が自然とできている。東大和は慣れていないので、歩いているとなかなかそういう配慮がすっと出てこない。なので、やはり障害あるいは障害者を理解した人を少しでも多くつくっていきたいなというのがあるんですね。

障害者総合プランは、ある意味国や東京都の縛りが結構あるので、なかなかそういうこ

とに対して自由度は少ないかなと思っているんですけれども、そういう意味では逆にいうと地域自立支援協議会等がそういう縛りがないのでいろんなことができるかなと思っていますけれども、障害者総合プランと地域自立支援協議会の活動がもうちょっとうまくかみ合って、別々という感じではなくてかみ合って、そういう人を少しでも多く暮らせるような環境をつくっていけると私としてはうれしいなと思っています。これは一つ私の感想ですけれども、そういう方向で考えていただけるとうれしいなと思っています。

以上です。

○障害福祉課長　大法でございます。ご意見ありがとうございます。

今いただいたように私ども、この委員の中にも多くの方が地域自立支援協議会のメンバーとして一緒に活動していただいている方がいらっしゃいます。やはり我々の障害福祉施策というものは、この計画は確かに絵に描いたもちではいけませんので、ではそれをいかに実行していくかというところにおいては当然我々職員もやりますけれども、やはり今ご紹介いただいた地域自立支援協議会、そこを核としていろんな周知をしていく、差別のないような合理的配慮が当たり前のようにできる東大和市にしていく、こうしたことを関係者の皆様と一緒に手を携えやっていくというものを一つの目標としてございます。

今回、この計画の中におきまして、自立支援協議会をひとつ目標値にするということが明記されております。ページで申し上げますと１０２ページになります。１０２ページの下にこちら、（２）で地域の相談支援体制の強化という項目があるのですが、そこに大きく分けて基幹相談支援センター、それから、その下に地域自立支援協議会という項目が２つございます。こちらの相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び参加事業者・機関数、それから、専門部会の設置数及び実施回数ということで、こちらの項目につきましては今回の計画から新たに新設されたものでございます。国におきましてもやはり地域自立支援協議会の重要性というものを改めて国の基本的な指針という中で示した表れではなかろうかというふうに思いますので、今Ｈ委員からいただいたようなお言葉を、また我々も実践していくということを協力していきながら一緒にやっていきたいというふうに改めて思った次第でございます。

以上でございます。

○Ａ会長　Ｉ委員、お願いいたします。

○Ｉ委員　Ｉです。

今のお話なんですが、実際に今、私も地域自立支援協議会委員なんですが、実際にいろいろな活動が行われているので、今、令和３年、４年、５年というのは横線になっていますけれども、いろいろな活動はしておりますので、この辺が入ってこないのですかね。新設ではなく、もう既存のものだと思うんですが、しかもさっき冒頭でおっしゃっていた障害者の理解促進だったりとか、合理的配慮に関してはもう冊子ができていますし、自立支援協議会の中でも専門部会のほうで作られていますし、逆に言うと実績ではないかと思い

ます。

それから、協議会の中で地域課題も市のほうに上げていると思うんですが、そのあたりは今回の中間案というか、プランの中にどのくらい入っているのかなというのはちょっと素朴な疑問で、すみません、よろしくお願いします。

○障害福祉課長　大法でございます。

まず、地域自立支援協議会の、この左の横棒というところなんですけれども、確かにＩ委員おっしゃるとおり、これまで精力的に皆様方からご活躍いただきまして、入れたいところなんですけれども、あくまで、左のほうの実績、見込みというのは、前回の計画で示されたものを数字として表すというところなので、どうしても国のほうで改めて６年度以降の計画に含めなさいと言われてしまうとなかなか、結果的には横棒として表記的にはしなければいけないというところにはなります。または実際的には、個々の活動をこれまではなかったということではないということは、東大和市を含めて各市等はじくじたる思いはあるかというふうに思いますけれども、そこはひとつ計画の書きぶりとしてご了承いただければというふうに思っております。

それから、毎年、地域自立支援協議会の皆様方には地域課題ということで市長のほうに提言していただいているというところで、今具体的にここというところはないんですけれども、この計画、障害者計画、それから、障害福祉計画、障害児福祉計画とあるんですけれども、割と前段の障害者計画というものにつきましてはかなり自由度の高い、市の裁量の及ぶところもございますので、一定程度ございますので、そうしたところにおいてこれまでいただいた様々なご意見がありますので、そうしたことを庁内全体を含めて取り組んでいくというような意識を持って一応ここでは構成しているというふうに認識しておりますので、引き続きいただいたご意見、なかなかすぐに毎年実現できず、大変恐縮なところではございますけれども、我々の市の障害福祉施策を推進していく一つのよりどころでもございますので、これからもこの計画ともどもそうした提言というものを我々も受けとめて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○Ａ会長　それを受けて、ちょっとよろしいですか。

私は地元の川崎で地域福祉計画に関わらせていただいていて、今みたいな委員の皆様からご意見をいただいたときに、計画にもちろん基本の記載の仕方があるんですけれども、例えば注とか、そういう形で、今読む方によっては先ほどＩ委員がおっしゃったような誤解を生む可能性がありますので、できる限り誤解がないようには、文字しか読まないので誤解がないように、ただ注意書きを記載するということが求められるかなと思います。それはぜひご検討をいただければというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。

○Ｊ委員　Ｊです。よろしくお願いいたします。

マイクがあまり入ってないので、すみません、地声で。

いろいろご発表ありがとうございました。会長と副会長の話に続くかなとは思うんですけれども、かぶってしまうかなとは思うんですが、重点施策の地域共生社会実現のための施策のところで、協議の場というのが非常に大事かなと思いまして、協議の場だけではなくて、地域の関係者とともにネットワークをしていくというのが非常に重要かなというふうに思いますので、何か地域ネットワークを決めるとかという文言がちょっと少ないというか、見受けられなかったので、どこかに入れ込んでいただけるといいのかなというふうに思いました。

あと１００ページのところに、まさしく（１）が協議の場というところがあるんですけれども、実績と見込みが回数がちょっと減っているというところが気になるところで、先ほど委員のほうから出ておりましたけれども、ここも少し充実するのであれば、包括の協議の場が４回で、あとほかのところの従来やっていらっしゃる会議をまた入れるとか、何か工夫されると充実していくというところが見えていくのかなと思ったので、ご検討いただきたいと思いました。

以上です。

○障害福祉課長　大法でございます。

地域共生社会というところで、地域とのネットワーク、そこにつきましてはまだまだこれからの部分の取組でございますので、今いただいた委員のご意見を反映して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムというところでございますが、確かに１００ページのところにおきまして、見込みということを６回というふうにこれまでしておりましたが、令和４年度、４回というふうになってございます。私どももいろんな関係者の皆様と協議をする中で、適切な回数は何回だろうかというところをいろいろもんでまいりました。実際には全体会という形では４回なんですけれども、別にコア会議というものも設けておりまして、保健所の方であるとか、多摩総合福祉センター、あと医療の方、そうしたもの、中心的なメンバーの方、この全体会、親会とは別に、また同じ回数だけ設けて皆様方にお集りいただいて、今後どうしていこうかというところで話も進めているところでございます。そこはちょっと数字にのせるような会議体ではないので、あえて載せていないのですけれども、一応そのような、ちょっと数字としては令和５年度見込みの６よりも、６年度以降４に落ちているよねというところがうかがえますけれども、一応それに代わるような話合いの場を設けているということだけ、ちょっとこの場を借りて紹介させていただきたいというふうに思います。

あとは先ほどの地域共生社会の連携というところでございますけれども、一応目標、重点施策の中で、Ａ３判の概要版ですけれども、重点施策３、地域共生社会実現のための施策というところの丸の上から４つ目のところに、関係機関との連携に努めますということ

をここで重点的にやっていきたいというふうに掲げておりますので、今、委員のご指摘もあったようなことも念頭に置きながら、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○Ｉ委員　今ちょうど１００ページを見ていて、さっきと同じようなことなんですけれども、Ｉでございます。

１００ページの（２）の表の一番下に自立訓練（生活訓練）とあるのですが、こちらも実績と見込み、令和３年、４年、５年度、横棒になっているのですが、実際は生活訓練の事業所さんがあると思うんですね。これもさっきの協議会と同じように、計画ではなかったので、新設ということで横棒ということなんでしょうか。もしそうだとしたら、さっき会長がおっしゃったように注でそのことを書いていただいたほうがよろしいかと思います。

○障害福祉課長　承知いたしました。

○Ａ会長　いかがでしょうか。なかなかいい時間になってまいりまして、皆様方、すごい意気込みが、ご意見で今日すごい活発な感じでございますが、ほかにいかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。

それでは、皆様方からいろいろご意見をいただきましたので、また事務局と相談しながら仕上げてまいりたいというふうに思います。それも踏まえまして、ここでお諮りさせていただきたいと思います。

第３次東大和市障害者総合プラン中間案について、事務局が示したとおり、ご賛同いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○Ａ会長　ありがとうございます。

それでは、そのように対応させていただきたいと思います。